

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する規則（昭和六十一年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(趣旨)	第一条 この人事委員会規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「条例」という。）第三条、第四条第五項、第六条、第九条第三項、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定に基づき、職員の定年等を定めるものとする。	第一条 この人事委員会規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「条例」という。）第三条及び第四条第五項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
(機関の範囲)	第二条 条例第三条に規定する人事委員会規則で定める機関は、別表第一に掲げる機関とする。	第二条 条例第三条に規定する人事委員会規則で定める機関は、別表に掲げる機関とする。
(勤務延長)	2 第二条 (略) 条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。	2 第二条 (略) 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第二号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第一項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。
(勤務延長)	3 第二条 (略) 条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第一項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。	3 第二条 (略) 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。
(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)	4 「勤務延長職員」という。)を異動させようとする場合は、別記様式第三号による勤務延長職員の異動承認申請書を提出して、人事委員会の承認を得るものとする。	4 「勤務延長職員」という。)を異動させようとする場合は、別記様式第二号による勤務延長職員の異動承認申請書を提出して、人事委員会の承認を得るものとする。
(人事異動通知書の交付)	第四条 (略)	第四条 (略)

一一五 (略)

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に係る報告)

第六条 任命権者は、毎年六月末日までに、別記様式第四号による勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(管理監督職から除かれる職)

第七条 条例第六条に規定する人事委員会規則で定める医師及び歯科医師が占める職(表第一に掲げる機関に勤務する医師及び歯科医師が占める職とする)。

(管理監督職に含まれる職の範囲)

第八条 条例第六条第三号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職(条例第六条第一号及び第二号に掲げる職を除く。)とする。
一 行政職給料表において職務の級が四級以上(の職)
二 教育職給料表(二)において職務の級が特二級以上の職
三 教育職給料表(三)において職務の級が特二級以上の職
四 教育職給料表(四)において職務の級が特二級以上の職
五 教育職給料表(五)において職務の級が四級以上(の職)
六 研究職給料表において職務の級が四級以上(の職)
七 医療職給料表(七)において職務の級が四級以上(の職)
八 医療職給料表(三)において職務の級が四級以上(の職)
九 警察官の職において警視又は警部の職(人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時に置かれる職を除く。
一〇 前各号に定めるもののほか、人事委員会が別に定める職

一一五 (略)

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(報告)

第六条 任命権者は、毎年六月末日までに、別記様式第三号による勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)
第九条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長承認)

第十一条 条例第九条第二項及び第四項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第五号による異動期間の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第十二条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める職は、県立学校及び市町立学校（広島市立学校を除く。）の校長、教頭及び部の主事の職とし、これらの職により一校長、教頭及び部の主事の特定管理監督職群を構成する。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十三条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて得るものとする。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第十四条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

1 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 条例第九条各項の規定により異動期間を延長する場合

二 異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となつた場合

(異動期間の延長に係る報告)

第十五条 任命権者は、毎年六月末日までに前年の四月一日からその年の四月一日までの間に条例第九条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別記様式第六号により人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用希望者の同意)

第十六条 任命権者は、定年前再任用（条例第

十二条又は第十三条第一項の規定により採用

する」とをいふ。(以下同じ。)を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、表示した事項の内容を変更する場合も同様とする。

- 1 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 2 定年前再任用を行う日
- 3 定年前再任用に係る勤務地
- 4 定年前再任用をされた場合の給与
- 5 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 6 その他任命権者が必要と認める事項

- 1 前項に規定する同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に、書面によつて得るものとする。
- 2 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 3 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他の定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第十七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。
一 定年前再任用を行ふ場合
二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。)が当然に退職する場合

(定年前再任用に関する報告)

第十八条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を別記様式第七号により人事委員会に報告するものとする。

第十九条 (略) (雑則)

1 (略)附則

第七条 (略) (雑則)

1 (略)附則

2

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第一（第二条関係）

機 関 名	機 関 名
総務局	総務局
健康福祉局	健康福祉局
広島県立三次看護専門学校	広島県立三次看護専門学校
西部こども家庭センター	西部こども家庭センター
広島県立身体障害者更生相談所	広島県立身体障害者更生相談所

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条関係）

機 関 名	機 関 名
総務局	総務局
健康福祉局	健康福祉局
広島県立三次看護専門学校	広島県立三次看護専門学校
西部こども家庭センター	西部こども家庭センター

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

機 関 名
総務局
保健所
広島県立総合精神保健福祉センター
広島県立身体障害者更生相談所
広島県立三次看護専門学校
西部こども家庭センター
県立病院

改 正 後	改 正 前
<p><u>様式第2号</u> (略)</p>	<p><u>様式第1号</u> (略)</p>
<p><u>様式第3号</u> (第3条関係)</p> <p>勤務延長職員の異動承認申請書 (略) 職員の定年等に関する規則第3条第4項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。 (略)</p>	<p><u>様式第2号</u> (第3条関係)</p> <p>勤務延長職員の異動承認申請書 (略) 職員の定年等に関する規則第3条第3項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。 (略)</p>
<p><u>様式第4号</u> (略)</p>	<p><u>様式第3号</u> (略)</p>

別表第一の次に次の二様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属部局、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 延長前の異動期間の末日
- 5 異動期間の延長事由
- 6 勤務延長の事由及び期限
- 7 職務内容
- 8 申請の理由及び延長後の期限
- 9 その他参考となる事項

別記様式第四号の次に次の三様式を加える。

様式第5号（第10条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する条例第9条第2項及び第4項の規定により、異動期間の期限の延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属部局、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 異動期間の末日
- 4 既に延長された異動期間の延長事由
- 5 期間をさらに延長しようとする事由
- 6 申請する異動期間の末日
- 7 職務内容
- 8 その他参考となる事項

様式第6号（第14条関係）

異動期間延長の状況報告書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する規則第14条の規定により、異動期間延長の状況について次のとおり報告します。

- 1 異動期間延長職員の氏名
- 2 所属部局、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 職務内容
- 5 異動期間延長の事由及び期限
- 6 その他参考となる事項

様式第7号（第18条関係）

(人事異動の取扱に関する規則の一部改正)

第二条 人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
		(人事異動通知書)		(人事異動通知書)	
		第三条 (略)		第三条 (略)	
2 — 4	(略)	2 — 4	(略)	2 — 4	(略)
5	任命権者は、次条による場合を除き、別表異動の種類欄に掲げるもののうち、降任（地方公務員法（昭和二十五年法律二百六十一号）第二十八条の二第一項本文の規定による降任を除く。）、戒告、減給、停職、療養、療養更新、休職、休職更新、免職及び懲戒免職を除く異動を行ふ場合においては、第一項、第三項及び前項の規定にかかるらず、通知書の作成、交付及び送付を通じてその他の適切な方法をもつてこれに代えることができる。この場合に用いる異動用語及び異動に係る通知事項は、別表異動用語欄に掲げる異動用語及び別記様式第一号の記載事項と同様とする。	5	任命権者は、次条による場合を除き、別表異動の種類欄に掲げるもののうち、降任、戒告、減給、停職、療養、療養更新、休職、休職更新、免職及び懲戒免職を行ふ場合においては、第一項、第三項及び前項の規定にかかるらず、通知書の作成、交付及び送付を通じてその他の適切な方法をもつてこれに代えることができる。この場合に用いる異動用語及び異動に係る通知事項は、別表異動用語欄に掲げる異動用語及び別記様式第一号の記載事項と同様とする。		
別表 (第一条関係)		別表 (第二条関係)		別表 (第二条関係)	
換 2 任命	(略)	換 2 任命	(略)	換 2 任命	(略)
非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職員を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合	非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職員を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合	非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合	非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合	非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合	非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）を常勤の職員に任命する場合又はこれらの場合又はこれらの場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	用前 62 再任 定年	(略)	長 期 限 延 長 の 勤 務 59	延 長 勤 務 58	(略)	額改 訂 21 給 与	(略)	15 降 任	(略)	反対の場合をいう。
	第一項又は法第二十 二条の五第一項の規 定により職員を採用 することをいう。 以下同じ。)を行う場 合をいう。	(略)	法第二十八条の七 つて勤務延長の期 限を延長する場合 をいう。	勤務延長(法第二 十八条の七第一項 の規定により職員 を引き続いて勤務 させることをいう。 以下同じ。)を行なう 場合をいう。	(略)	非常勤職員(定年 前再任用短時間勤 務職員を除く。) 又は臨時的任用の 職員による給与額を 改訂する場合をい う。	(略)	(略)	(略)	(略)
	○○に定年 前再任用す る	(略)	(略)	(略)	(略)	○○に定年 前再任用す る	○○に定年 前再任用す る	(略)	(略)	○○に定年 前再任用す る

期 用の任 63 再任	用 62 再任	長 期 限 延 長 の 勤 務 59	延 長 勤 務 58	額改 訂 21 給 与	15 降 任	期付短時間勤務職 員」という。)を常勤の 職員に任命する場 合又はこれらの反 対の場合をいう。
第三項において準 用の六	第一項(法第二十 二条の五第二項及 び第二十八条の四 八条の五第二項の四 第一項又は第二十八 条の六第一項若し くは第二項の規定 により職員を採用 することをいう。 以下同じ。)を行 なう場合をいう。	法第二十八条の五 つて勤務延長の期 限を延長する場合 をいう。	勤務延長(法第二 十八条の三第一項 の規定により職員 を引き続いて勤務 させることをいう。 以下同じ。)を行なう 場合をいう。	非常勤職員(再任 用短時間勤務職員 を除く。)又は臨 時的任用の職員の 日額又は月額によ る給与額を改訂す る場合をいう。	(略)	(略)
する)	○○までと する(任期は 期を更新す る(任期は 用する(任 期は○○ま でとする)	(略)	(略)	(略)	(略)	○○に降任 させる

給による降規定に項等の規則第八條附例第70給与	期間の再延長	期間の延長	期間の68異動	67失職	免職	66懲戒	65免職		64退職	63辞職			
員給与等条例」と下「市町立学校職員の時間その他の勤務時間に関する条例(昭和二十八年条例第49号)」と	給与条例附則第八項又は市町立学校職員の給与、勤務時間により延長された異動期間を更に延長する場合をいう。	法第二十八条の五第二項又は第四項の規定により延長された異動期間を更に延長する場合をいう。	第一項又は第三項の規定により異動期間を延長する場合をいう。	(略)	(略)	(略)	(略)	死亡、任用期間の満了、法第二十八条の七の規定による勤務延長の期の到来、法第二十二条の五の規定による定年再任用の任期の満了、又は公益法人等派遣法第一条第一項の規定による任命権者の要請による任命権者の要請による職を退く場合をいう。	死亡、任用期間の満了、法第二十八条の三の規定による勤務延長の期の到来、法第二十二条の四若しくは第二十二条の五の規定による定年再任用の任期の満了、又は公益法人等派遣法第一条第一項の規定による任命権者の要請による職を退く場合をいう。	(略)	(略)		

									66退職	65辞職	用異動	64再任
				69失職	免職	68懲戒	67免職					

いう。) 附則第五 項の規定を適用す る場合をいう。	71給与 規定期定に よる給	則第十 項等の 規定期定に よる給	給与 規定期定に よる給
○○(根拠 法令等の名 称)の規定 による給料 ○○を支給 する	則第十一 項若しくは第十二 項若しくは第十四 項若しくは第十五 項又は市町立学校 職員給与等条例附 則第七項若しくは 第九項若しくは第 十項の規定による 給料を支給する場 合をいう。	則第十一 項若しくは第十二 項若しくは第十四 項若しくは第十五 項又は市町立学校 職員給与等条例附 則第七項若しくは 第九項若しくは第 十項の規定による 給料を支給する場 合をいう。	則第十一 項若しくは第十二 項若しくは第十四 項若しくは第十五 項又は市町立学校 職員給与等条例附 則第七項若しくは 第九項若しくは第 十項の規定による 給料を支給する場 合をいう。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改 正 後		改 正 前	
様式第一号(第三条関係)		様式第一号(第三条関係)	
	人事異動通知書(No.一) (略)		人事異動通知書(No.一) (略)
注 三 一・二 (略)	注 三 一・二 (略)	注 三 一・二 (略)	注 三 一・二 (略)
2 1 (略)	2 1 (略)	2 1 (略)	2 1 (略)
3 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	3 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	3 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	3 「給料」の欄には、当該職員の職務の級及び号給又は給料の支給額(定期前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては職務の級、任期付職員条例第二条第一項又は任期付研究員条例第三条第一号若しくは第二号の規定により任期を定めて採用された職員にあつては号給)を記入する。
4 1・2 (略)	4 1・2 (略)	4 1・2 (略)	4 1・2 (略)
4 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	4 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	4 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。	4 採用、任命換、転職、昇任、臨時の任用等の場合において、一つの異動と附隨して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。
五 七 (略)	五 七 (略)	五 七 (略)	五 七 (略)
(七) 時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員となつた場合(異動前から定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。)には、「(○週〇〇勤務」と記入する。	(七) 時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員となつた場合(異動前から定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。)には、「(○週〇〇勤務」と記入する。	(七) 時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員となつた場合(異動前から定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。)には、「(○週〇〇勤務」と記入する。	(七) 時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員となつた場合(異動前から定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。)には、「(○週〇〇勤務」と記入する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(給料の調整額) 第十五条 (略)		
2 職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。		<p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一の二に掲げる調整基本額(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児休業法第十一条第二項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてはその額に勤務時間等条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に勤務時間等条例第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
 〔法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)、勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者

の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

四 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び昇給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の三に掲げる額

五 第二項及び第三項の規定にかかるらず、これらとの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

六 第二項、第三項及び前項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

七 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（税務職員の特殊勤務手当）

第二十条 特殊勤務手当条例第三条第二項第一

（税務職員の特殊勤務手当）

第二十条 特殊勤務手当条例第二条第二項第一

号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務一月につき一万五千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2-15 (略)

(夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の九 (略)

2 夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3-4 (略)

(家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十二 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき一万八千円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2-3 (略)

(広島学園勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十四 (略)

2 広島学園勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2-3 (略)

(広島学園勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十四 (略)

2 広島学園勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務一月につき一万五千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2-15 (略)

(夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の九 (略)

2 夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3-4 (略)

(家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十二 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき一万八千円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2-3 (略)

により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

(特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十五 (略)

2 特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円(育児短時間勤務職員についてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

(特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十五 (略)

2 特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円(育児短時間勤務職員についてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

(特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十五 (略)

2 特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円(育児短時間勤務職員についてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、定期前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

第二十六条の二 給与条例第十八条第一項後段に規定する「人事委員会規則で定める職員」

及び給与条例第二十一条第七項ただし書の規定により期末手当を支給されない職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 期末手当基準日前一箇月以内に退職した職員で、期末手当基準日までの間に、給与条例の適用を受けることとなつたもの、企業職員等となつたもの又は特別職の職員となつたもの(非常勤である者にあつては、定期前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。)

二・三 (略)

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三（第十五条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	七千七百円
三級	八千六百円
四級	九千五百円
五級	一万七百円
六級	一万一千七百円
七級	一万三千二百円

口 公安職給料表

職務の級	調整基本額
一級	七千二百円
二級	七千六百円
三級	七千七百円
四級	八千七百円
五級	九千二百円
六級	九千六百円
七級	一万三百円
八級	一万三千三百円
九級	一万二千三百円

ハ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
一級	七千円
二級	八千二百円
特二級	九千百円
三級	一万二百円
四级	一万二千五百円

二 教育職給料表(3)

職務の級	調整基本額
一級	六千八百円
二級	八千百円
特二級	八千九百円
三级	九千七百円（中学校に勤務する職員にあつては、一万円）
四级	一万二千二百円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円

二級	七千八百円
三級	八千五百円
四級	九千八百円
五級	一万五千五百円

ヘ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	七千七百円
三級	八千四百円
四級	九千七百円
五級	一万千円

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則	改正後	改正前
1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)	1 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例)	附則
2 (略) 一 定年前再任用短時間勤務職員（給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）以外の職員次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる割合 イーハ (略)	2 (略) 一 再任用職員（給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる割合 イーハ (略)	1 (勤勉手当の成績率に関する特例)
3 十五 (略)	3 二 再任用職員 百分の四十五	3 (略)

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則	改正後	改正前
1・2 (略) (職員の給料の調整額に関する経過措置)	附則	1・2 (略) (職員の給料の調整額に関する経過措置)

3

当分の間、職員の給与の支給に関する規則
 (以下「給与規則」という。) 第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額に百分の一・三を乗じて得た額に百分の一とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の一・三を乗じて得た額に百分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

4-7 (略)

(市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置)

8 当分の間、市町給与規則第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の一・三を乗じて得た額に百分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

9-10 (略)

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第六条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(基礎在職期間) 第二条の二 (略) 一―十八 (略)	(基礎在職期間) 第二条の二 (略) 一―十八 (略)
十九 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間	十九 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
二十 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間	二十 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
二十一 条例附則第五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの期間	二十一 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの期間

3

当分の間、職員の給与の支給に関する規則(以下「給与規則」という。) 第十五条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の一・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

4-7 (略)

(市町立学校職員の給料の調整額に関する経過措置)

8 当分の間、市町給与規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の一・三を乗じて得た額に百分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額の百分の四・五を超える場合を除く。

9-10 (略)

旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

二十二 条例附則第九項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間

二十三 条例附則第十項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員としての引き続いた在職期間

二十四 条例附則第十一項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧機関の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間

(職員の区分)

第二条の十 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ、ロ又はハの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属したものとする。この場合において、それが同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

1 附 則

1 (略)

(職員の区分)

第二条の十 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ、ロ又はハの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属したものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

附 則

2 1 (略)

条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現在在職する職員（条例附則第五項に規定する者に該当する者及び条例附則第九項に規定する職員でもとの陸海軍に属しきつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の施行日の前日以前における勤続

の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

二十二 条例附則第二十一項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間

二十三 条例附則第二十二項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員としての引き続いた在職期間

二十四 条例附則第二十一項の規定により退職手

当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧機関の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間

期間の計算については、附則第二項から附則第八項までの規定によるほか、条例第七条（第五項後段を除く。）並びに職員の退職手当の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。

3| 前項の場合において、従前の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を在職期間から除算するものとする。

4| 施行日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に關っていたもので、國家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）附則第三項第三号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の二の期

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の一の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第二百二十八号）の規定による戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二第二百二十八号）の規定による戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するもののイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、

施行令附則第三項第六号の規定により内閣総理大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退

職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員となり、かつ、外国特

殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて外国政府の職員となるため退職し

当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いて

外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引

き続いて外国政府の職員となるため退職し

当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続いたもの

期間

施行日の前日以前における左の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、職員以

外の地方公務員等となるため退職し、且つ、当該職員以外の地方公務員等の任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勧しようを受けた職員以外の地方公務員等となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧しようを受け、引き続

いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、且つ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの

6 昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

7 二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことのある者（又は軍人軍属 その身分を失つた日）

7| 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する措置により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までに他のに就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在

職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

8| 職員が退職（昭和四十八年改正条例による改正前の条例第七条第一項の退職、同附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による

退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（「未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。」に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

9| 施行日の前日に現に在職する職員であつて職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務している公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。）から引き続いて職員となつたもの及び施行日の前日に現に在職する職員以外の地方公務員等であつて施行日以後に引き続いて職員となつたものの施行日の前日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第四項から第七項までの規定を準用するほか、条例第七条第五項及び第六項並びに昭和四十八年改正条例附則第九項及び第十五項の規定の例による。この場合において、第三条各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、「退職（昭和四十八年改正条例による改正前の条例第七条の三第一項の退職、同附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

10| 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて施行日の前日以前において条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、条例第

十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

11 条例附則第五項に規定する人事委員会規則で定める者は、昭和二十一年八月十五日に現に附則第六項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下附則第十三項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者とする。

12 条例附則第五項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和二十八年七月三十一日（昭和二十八年八月一日以後に附則第六項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、次項の規定に該当するものを除き、附則第四項及び附則第五項（これらの規定を附則第九項において準用する場合を含む。）並びに附則第八項及び附則第十項の規定を準用するほか、条例第七条の規定の例による。この場合において、第三条各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、「退職（条例附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

13 条例附則第五項に規定する者については、

外地官署所属職員等であつた期間は、その者

の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

14 条例附則第六項に規定する人事委員会規則で定める退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、条例附則第六項第二号に規定する整理退職に該当する退職を除く。
一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地

方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が

属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。)の退職

二 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職

三 附則第四項各号又は附則第五項各号(これららの規定を附則第九項及び附則第十二項において準用する場合を含む。)の退職

四 附則第七項(附則第九項において準用する場合を含む。)の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

15 条例附則第六項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、附則第七項の規定の適用を受ける者及び外地官署所属職員とする。

16 条例附則第七項及び条例附則第八項の場合における第二条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第三条各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、条例附則第七項の場合にあつては「退職(条例附則第七項の要請による退職を除く。)により」と、条例附則第八項の場合にあつては「退職(条例附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

二 第三条第一号中「条例第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで」とあるのは、条例附則第七項の場合にあつては「条例附則第七項の要請による退職をし、かつ、退職の日又はその翌日に」と、条例附則第八項の場合にあつては「条例附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた退職をし、かつ、退職の日又はその翌日に」と、「職員以外の地方公務員等」とあるのは、条例附則第八項の場合にあつては「職員以外の地方公務員」と読み替えるものとする。

17 未復員者の勤続期間の計算については、なお、従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者(条例第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例

の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第三十六条。附則第二十一項において「条例第三十六条」という。）の規定による改正前の条例第十二条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後、条例第七条第五項の規定によつて引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第十三項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた職員以外の地方公務員等としての施行日以前における勤続期間を含む。）の計算についてば、未復員者以外の職員の例による。

18| 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる職員に対する条例附則第九項の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。

19| 条例第二条の「第一項から第二項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡當時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持しているもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるものとする。」

20| 条例附則第九項に規定する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の昭和二十一年八月十五日において受けていた俸給給料の月額（その額が別表第二の上欄に掲げる額のいすれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額）に対応する同表の下欄に掲げる新給料月額とする。

21| 条例附則第九項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続いて職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は条例第十九条第二項若しくは条例第三十六条号の規定による改正前の条例第十三条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、条例附則第九項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎

4|3|21

別表(第二条の十関係)

(略)(略)(略)

区分 第四号	区分 第三号	区分 第二号	区分 第一号
十一 特定任命により職員と 定めるもの のうち、平成十八 年四月以後の一般職給与法 の公安職俸給表(一)の適用を 受けていた者でその属する職 務の級が八級であつたも	五一 特定任命により職員とな つた者のうち、平成十八 年四月以後の一般職給与法 の公安職俸給表(一)の適用を受 けている者でその属する職 務の級が九級であつたもの のうち、平成十八 年四月以後の一般職給与法 の公安職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職 務の級が九級であつたもの のうち、平成十八 年四月以後の一般職給与法 の公安職俸給表(一)の適用を受 けていた者でその属する職 務の級が八級であつたも	五一 警察法(昭和二十九年法律 第百六十二号)第五十六条 の四第一項の規定による 任命(以下「特定任命」と いいう。)により職員となつ た者のうち、平成十八年四 月一日以後適用されている 一般職の職員の給与に関する 法律(昭和二十五年法律 第九十五号)（他の法令に おいて、引用し、準用し、 又はその例による場合を含 む。以下「平成十八年四月 以後の一般職給与法」とい う。）の公安職俸給表(一)の 適用を受けていた者でその 属する職務の級が十級であ つたもの 六 前各号に掲げる者に準ず るものとして人事委員会の 定めるもの	(略)

24|23|22

別表第一(第二条の十関係)

(略)(略)(略)

となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には含まないものとする。

区分 第四号	区分 第三号	区分 第二号	区分 第一号
一一 特定任命により職員と 定めるもの のうち、平成十八 年四月以後の一般職給与法 の公安職俸給表(一)の適用を 受けていた者でその属する職 務の級が八級であつたも	五一 前各号に掲げる者に準ず るものとして人事委員会の 定めるもの	五一 前各号に掲げる者に準ず るものとして人事委員会の 定めるもの	(略)

十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

別表第一（附則第二十項関係）

十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

昭和二十年八月十 五日現在の俸給 料月額	新給料月額
四〇円	六、〇〇〇円
四〇円	六、〇〇〇円

五、二〇〇	四、八〇〇	四、四〇〇	四、三六〇	三、三〇〇	三、二〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	一、九〇〇	一、七五〇	一、六〇〇	一、四五〇	一、三五〇	一、二五〇	一、一五〇	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五	五〇	四五
四、四〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、九〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、三〇〇	二、一〇〇	二〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、四五〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	九九	八八	七八	六六	五六	四五	四四	

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第七条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則	改正後
1 (略) この人事委員会規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に退職した者のうち、施行	改正前

附則	改正前
1 (略) この人事委員会規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に退職した者のうち、施行	改正後

行日の前日におけるその者の基礎在職期間（
職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年
広島県条例第二号。以下「条例」という。）

第五条の二第二項に規定する基礎在職期間を

いう。（以下同じ。）がこの人事委員会規則に

による改正後の職員の退職手当の支給に関する

規則（以下「改正後の規則」という。）別表

口第六号区分の項第一号、第六号、第八号又

は第九号に掲げるものであつた者（これらに

準ずるものとして人事委員会が認める者を含

む。）については、施行日以後における次に

掲げる職員に係る基礎在職期間の区分は、改

正後の規則第二条の十の規定にかかわらず、

条例第六条の四第一項第六号に掲げる区分と

する。

一一四 （略）

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一
部改正）

第八条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則

第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

附 則		附 則	
改 正 後	改 正 前	改 正 後	改 正 前
5 1—4 （略） 職員給与条例第六条第三項又は市町立学校 職員給与等条例第五条第三項の人事委員会規 則で定める職員には、職員の定年等に関する 条例等の一部を改正する条例（令和四年広島 県条例第二十六号）第一条の規定による改正 前の職員の定年等に関する条例第二条ただし 書に掲げる職員に相当する者を含むものとす る。	1—4 （略）	5 1—4 （略） 職員給与条例第六条第三項又は市町立学校 職員給与等条例第五条第三項の人事委員会規 則で定める職員には、職員の定年等に関する 条例等の一部を改正する条例（令和四年広島 県条例第二十六号）第一条の規定による改正 前の職員の定年等に関する条例第二条ただし 書に掲げる職員に相当する者を含むものとす る。	5 1—4 （略） 職員給与条例第六条第三項又は市町立学校 職員給与等条例第五条第三項の人事委員会規 則で定める職員には、職員の定年等に関する 条例等の一部を改正する条例（令和四年広島 県条例第二十六号）第一条の規定による改正 前の職員の定年等に関する条例第二条ただし 書に掲げる職員に相当する者を含むものとす る。

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第九条 初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年 (第三条第二号又は第四条第三号に規定する 職員にあつては十五年)とし、その月額は職 員の区分及び採用の日又は第四条に規定する 職員となつた日以後の期間の区分に応じた別	第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年 (第三条第二号又は第四条第三号に規定する 職員にあつては十五年)とし、その月額は職 員の区分及び採用の日又は第四条に規定する 職員となつた日以後の期間の区分に応じた別

行日の前日におけるその者の基礎在職期間（
職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年
広島県条例第二号。以下「条例」という。）

第五条の二第二項に規定する基礎在職期間を

いう。（以下同じ。）がこの人事委員会規則に

による改正後の職員の退職手当の支給に関する

規則（以下「改正後の規則」という。）別表

口第六号区分の項第一号、第六号、第八号又

は第九号に掲げるものであつた者（これらに

準ずるものとして人事委員会が認める者を含

む。）については、施行日以後における次に

掲げる職員に係る基礎在職期間の区分は、改

正後の規則第二条の十の規定にかかわらず、

条例第六条の四第一項第六号に掲げる区分と

する。

一一四 （略）

表第一に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三条第二号又は第四条第二号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

2
職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する法律（平成十三年法律第五十号）第十一条第一項の規定による退職派遣をされた場合における当該職員に対する別表第一の適用については、当該休職の期間（給与条例第二十二条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、外国派遣条例附則第二条の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）又は当該派遣若しくは退職派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3
第一項後段に規定する職員のうち同項後段

表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

2
職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する法律（平成十三年法律第五十号）第十一条第一項の規定による退職派遣をされた場合における当該職員に対する別表第一の適用については、当該休職の期間（給与条例第二十二条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、外国派遣条例附則第二条の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）又は当該派遣若しくは退職派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3
第一項後段に規定する職員のうち同項後段

の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられてこなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかるわらず、人事委員会が別に定めるものによる。

第七条 (略)

第七条の二 総合条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用に付いて 例文の間 同条中「別表第一」とあるのは、「別表第一」である。

別表第一 (第六条関係) (略)

別表 (第六条関係) (略)

第七条 (略)

の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかるわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (第七条の二関係)

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満		円 35,600
1年以上2年未満		35,600
2年以上3年未満		35,600
3年以上4年未満		35,600
4年以上5年未満		35,600
5年以上6年未満		35,600
6年以上7年未満		34,300
7年以上8年未満		33,000
8年以上9年未満		31,800
9年以上10年未満		30,500
10年以上11年未満		29,300
11年以上12年未満		28,000
12年以上13年未満		26,700
13年以上14年未満		25,500
14年以上15年未満		24,500
15年以上16年未満		23,500
16年以上17年未満		22,500
17年以上18年未満		21,600
18年以上19年未満		20,600
19年以上20年未満		19,600
20年以上21年未満		18,600

21年以上22年未満	18,200
22年以上23年未満	17,800
23年以上24年未満	17,100
24年以上25年未満	16,700
25年以上26年未満	16,200
26年以上27年未満	15,800
27年以上28年未満	15,400
28年以上29年未満	14,800
29年以上30年未満	14,600
30年以上31年未満	14,400
31年以上32年未満	13,900
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,700
34年以上35年未満	12,200

備考

この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号及び第2号の職員となつた日以後の期間を示す。

- 1 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員をいう。
- 2

(管理職手当に関する規定の一一部改正)

第十条 管理職手当に関する規定(昭和四十二年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のよう改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職手当の月額)	(管理職手当の月額)

第一条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員(給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第一の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)以下「育児休業法」という。)第十条第二項の規定による区分に応じ、別表第一の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児

められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用され、十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給額)

第三条 紹与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する前条第一項の規定の適用について、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「一定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）」とする。

(職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

第十一條 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(均衡職員の範囲)	改 正 後	改 正 前
<p>第四条 紹与条例第十一條の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は紹与条例第十二條の二第三項に規定する公共的機関に使用される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二</p>	<p>第四条 紹与条例第十一條の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は紹与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者である者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三</p>	<p>第四条 紹与条例第十一條の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十二条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は紹与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者である者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては、当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣さられる職員の処遇等に関する条例（昭和六十三</p>

条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十一条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払つているものとする。

年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十一条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払つているものとする。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第十二条 単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第五条 (略)	第五条 (略) <u>(權衡職員の範囲等)</u>	第五条 (略) <u>(權衡職員の範囲等)</u>
3 2 (略)	3 2 (略) <u>(略)</u>	3 2 (略) <u>(略)</u>
イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）第二十二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。	イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）第二十二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。	イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）第二十二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
ロ (略)	ロ (略)	ロ (略)
一一八 (略)	一一八 (略)	一一八 (略)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式第1号（第7条関係） （略）	別記様式第1号（第7条関係） （略）
單 身 赴 任 届 （略）	單 身 赴 任 届 （略）
〔裏 面〕	〔裏 面〕
記入上の注意 1—6 （略） 7 他の地方公共団体の職員、国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。)若しくは給与条例第12条の2第3項に規定する公共的機関に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、 <u>定年前再任用</u> (<u>暫定再任用</u> を含む。)をされた者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「再任用」、「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。 8—12 （略） (1)—(3) （略）	記入上の注意 1—6 （略） 7 他の地方公共団体の職員、国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。)若しくは給与条例第12条の2第3項に規定する公共的機関に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、 <u>再任用</u> をされた者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「再任用」、「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。 8—12 （略） (1)—(3) （略）

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第十三条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。）別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ一ホ (略)	一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。）次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。）別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
二 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員 人事委員会が別に定める額	イ一ホ (略)	二 (略)
第四条 給与条例第十七条の四第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	二・三 (略)	二 (略)
一 イイホ (略) 人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	二・四 (略)	二 (略)
二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 人事委員会が別に定める額	二 (略)	二 (略)
一 二 三 四 五種及び六種	二 二種 三種 四種 三千円 二千円	二 二種 三種 四種 三千円 二千円
二 三 四 五種及び六種	二 二種 三種 四種 三千円 二千円	二 二種 三種 四種 三千円 二千円
二 (略)	二 (略)	二 (略)
附 則	附 則	附 則
1 (施行期日) この人事委員会規則は、平成四年一月一日から		

から施行する。

ら施行する。

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 | 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第一号及び第四条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に一百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第十四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第九条の規定の例により支給する職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）は、調整基本額にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第九条の規定の例により支給する職員の給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第二に掲げる調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律）平成三年法律第二百十号（以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条例第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号（以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十九条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間等条例第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条规定により採用された</p>

同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第一項に規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が給料月額の百分の一十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3)

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二百十二条の五第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4)

（以下「育児短時間勤務職員」という。）勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間（前項各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 別表第一に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適

用される給料表及び職務の級に応じた別表

第一の二に掲げる額

第二項及び第三項の規定にかかるらず、こ

れらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6| 第二項、第三項及び前項の規定による給料

の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

7| 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは、「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(管理職手当)

第九条 (略)

2| 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第七の二の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3| 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

4| 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、一定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上一百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と

(管理職手当)

第九条 (略)

2| 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員（給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第七の二の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3| 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

する。

(管理職員特別勤務手当)

第九条の二 (略)

(略)

(管理職員特別勤務手当)

第九条の二 (略)

(略)

一 第一項第一号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ一八 (略)

イ一八 (略)

二 第一項第一号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 人事委員会が別に定める額

三 (略)

三 (略)

四 (略)

四 (略)

一 第一項第一号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ一九 (略)

イ一九 (略)

二 校長 三千円(別表第七の二口四級の

項及び同表ハ四級の項に規定する人事委員会が特に定める職にあつては、四千円

三 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表ハ三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

ハ 総括事務長及び事務長 二千円

一 第一項第一号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 人事委員会が別に定める額

第十三条 (略)

第十三条 (略)

第十三条 (略)

二 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表ハ三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

三 総括事務長及び事務長 二千円

一 第十四条 この人事委員会規則に定めるものを除く外、条例の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

3| 1・2 (略)

3| 1・2 (略)
3| 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項第一号及び第四項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第三条関係）

イ 教育職給料表(イ)

職務の級	調整基本額
一級	六千八百円
二級	八千百円
特二級	八千九百円
三級	一万円
四級	一万二千二百円

ロ 教育職給料表(ロ)

職務の級	調整基本額
一級	七千円
二級	八千二百円
特二級	九千百円
三級	一万二百円
四級	一万二千五百円

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第十五条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数 計算)		(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数 計算)	
第三条 (略)		第三条 (略)	
一 (略)		一 (略)	
二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員		二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員	
三 (略)		三 (略)	

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第十六条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)

第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次

第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第二項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間等条例第一条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 給与条例第十八条の六第一項又は市町立学校職員給与等条例第八条第一項に規定する職員で教育職給料表(二)又は教育職給料表(イ)の適用を受けるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受けける号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

別表第一 及び別表第一を次のように改めぬ。

別表第一（第四条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号給						
1～4		2,000円	2,100円	3,500円	4,200円	6,800円

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 給与条例第十八条の六第一項又は市町立学校職員給与等条例第八条第一項に規定する職員で教育職給料表(二)又は教育職給料表(イ)の適用を受けるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受けける号給（給与条例第五条第五項又は市町立学校職員給与等条例第四条第五項に規定する再任用職員にあつてはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

一一八 （略）

2 給与条例附則第八項又は市町立学校職員給与等条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用について、当分の間、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てて、五十円以上五百円未満の端数を生じたときは、それを五百円に切り上げた額）」である。

5 ~ 8	2, 000	2, 300	3, 700	4, 400	6, 900
9 ~ 12	2, 100	2, 400	3, 800	4, 500	7, 100
13 ~ 16	2, 200	2, 500	4, 000	4, 900	7, 200
17 ~ 20	2, 300	2, 600	4, 300	5, 100	7, 400
21 ~ 24	2, 400	2, 800	4, 500	5, 200	7, 500
25 ~ 28	2, 600	2, 900	4, 700	5, 400	7, 600
29 ~ 32	2, 700	3, 000	4, 900	5, 500	7, 700
33 ~ 36	2, 800	3, 200	5, 100	5, 700	7, 900
37 ~ 40	2, 900	3, 300	5, 300	5, 900	8, 000
41 ~ 44	3, 100	3, 500	5, 400	6, 000	
45 ~ 48	3, 200	3, 700	5, 600	6, 100	
49 ~ 52	3, 300	3, 800	5, 700	6, 300	
前再任用	3, 400	4, 100	5, 800	6, 400	
短時間勤務職員	3, 500	4, 300	6, 000	6, 600	
61 ~ 64	3, 600	4, 500	6, 100	6, 800	
65 ~ 68	3, 700	4, 800	6, 300	6, 900	
員以外の職員	3, 800	4, 900	6, 400	7, 000	
73 ~ 76	3, 900	5, 100	6, 500	7, 100	
77 ~ 80	4, 000	5, 300	6, 700	7, 200	
81 ~ 84	4, 100	5, 400	6, 800	7, 300	
85 ~ 88	4, 100	5, 500	6, 900	7, 400	
89 ~ 92	4, 200	5, 600	6, 900	7, 500	
93 ~ 96	4, 300	5, 800	7, 000	7, 500	
97 ~ 100	4, 400	5, 900	7, 200		
101 ~ 104	4, 400	6, 100	7, 200		
105 ~ 108	4, 500	6, 200	7, 200		
109 ~ 112	4, 500	6, 300	7, 300		
113 ~ 116	4, 600	6, 400	7, 300		
117 ~ 120	4, 700	6, 500	7, 300		
121 ~ 124	4, 700	6, 600			
125 ~ 128	4, 800	6, 700			
129 ~ 132		6, 800			
133 ~ 136		6, 900			
137 ~ 140		6, 900			
141 ~ 144		6, 900			
145 ~ 148		7, 000			
149 ~ 152		7, 100			
153 ~ 156		7, 100			

定年 前再 任用	157		7,100			
短時 間勤 務職 員			3,200	3,800	4,500	5,100
						6,400

備考 号給欄中「1～4」等あるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

別表第二 (第四条関係)

職員 の区 分	号給	職務の級		特2級	3級	4級
		1級	2級			
1～4	2,000円	2,500円	3,500円	5,100円	6,800円	
5～8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900	
9～12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100	
13～16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200	
17～20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400	
21～24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500	
25～28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600	
29～32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700	
33～36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900	
37～40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000	
41～44	3,100	4,100	5,400	6,600		
45～48	3,200	4,300	5,600	6,800		
49～52	3,300	4,500	5,700	6,900		
53～56	3,400	4,800	5,800	7,000		
57～60	3,500	4,900	6,000	7,100		
61～64	3,600	5,100	6,100	7,200		
65～68	3,700	5,300	6,300	7,300		
69～72	3,800	5,400	6,400	7,400		
73～76	3,900	5,500	6,500	7,500		
77～80	4,000	5,600	6,700	7,500		
81～84	4,100	5,800	6,800			
85～88	4,100	5,900	6,900			
89～92	4,200	6,100	6,900			
93～96	4,300	6,200	7,000			
97～100	4,400	6,300	7,200			

101～104	4,400	6,400	7,200
105～108	4,500	6,500	7,200
109～112	4,500	6,600	7,300
113～116	4,600	6,700	7,300
117～120	4,700	6,800	7,300
121～124	4,700	6,900	
125～128	4,800	6,900	
129～132	4,900	6,900	
133～136	4,900	7,000	
137～140	4,900	7,100	
141～144	5,000	7,100	
145～148	5,100	7,100	
149～152	5,100		
153	5,100		

備考

号給欄中「1～4」等あるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

(職員の育児休業等に関する規則の一一部改正)

第十七条 職員の育児休業等に関する規則(平成四年広島県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すものに改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第十三条の人事委員会規則で定める職員) 第十条 条例第十二条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)とする。 一・一 (略)	(条例第十三条の人事委員会規則で定める職員) 第十条 条例第十二条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)とする。 一・一 (略)

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第十八条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 法第二十二条の四の規定に基づく採用に</p> <p>二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の</p>	<p>（人事委員会に対する苦情相談）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 法第二十二条の四の規定に基づく採用に</p> <p>二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の</p>
改 正 後	改 正 前	

第七条の二（略）

一 当該年の中途において、新たに職員となるものその者の当該年における在職期間に応じ、別表第二の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定期前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定期付短時間勤務職員」という。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

第七条の二（略）

一 当該年の中途において、新たに職員となるものその者の当該年における在職期間に応じ、別表第二の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員で同法第二十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

2—5（略）

6 育児短時間勤務職員、定期前再任用短時間勤務職員又は定期付短時間勤務職員（以下「定期短時間勤務職員」という。）の一週間当たりの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数に変更があつた場合（短時間勤務職員以外の職員から短時間勤務職員になつた場合及び短時間勤務職員から短時間勤務職員以外の職員になつた場合を含む。）の年次有給休暇の日数については、人事委員会が別に定める。

2—5（略）

6 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は定期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の一週間当たりの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数に変更があつた場合（短時間勤務職員以外の職員から短時間勤務職員になつた場合及び短時間勤務職員から短時間勤務職員以外の職員になつた場合を含む。）の年次有給休暇の日数については、人事委員会が別に定める。

7（略）

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第十九条 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

2 関する苦情相談
(略)

2 規定に基づく採用に関する苦情相談
(略)

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第二十条 職員の退職管理に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（任命権者への再就職の届出を要しない場合）	（任命権者への再就職の届出を要しない場合）
第二十三条 (略)	第二十三条 (略)
一 法第二十二条の四第一項の規定により職員として採用された場合	一 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合
三 (略)	三 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は公布の日から施行する。

（定義）

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）をいう。

二 令和五年新法 令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。

三 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法をいう。

四 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。

五 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち、令和五年新法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

六 定年前再任用短時間勤務職員 令和五年新法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

七 旧法再任用職員 この人事委員会規則の施行の日に、令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定によ

り採用された職員をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第三条、第四条及び第六条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号。以下「令和四年改正定年等条例」という。）附則第三条第一項の規定による勤務延長（令和四年改正定年等条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「新定年条例」という。）第四条第一項の規定により引き続き勤務させることをいう。）について準用する。

2 令和四年改正定年等条例附則第三条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和四年改正定年等条例附則第三条第二項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正定年等条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 令和四年改正定年等条例附則第三条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（新定年条例附則第十五項及び第十六項の年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思確認）

第四条 新定年条例附則第十五項及び第十六項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- 一 令和五年新法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- 二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- 三 年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- 四 当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に令和五年新法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、令和五年新法附則第二十三項の規定により職員の勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

2 任命権者は、新定年条例附則第十五項及び第十六項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

(令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第五条 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に掲げる基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条第一項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第六条 任命権者は、暫定再任用（令和四年改正定年等条例附則第四条第一項若しくは第二項、同条例附則第五条第一項若しくは第二項、同条例附則第六条第一項若しくは第二項、同条例附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たつては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 暫定再任用をされた場合の給与

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第七条 令和四年改正定年等条例附則第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

第八条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 暫定再任用を行う場合

二 暫定再任用された職員の任期を更新する場合

三 任期の満了により暫定再任用された職員が当然に退職する場合

2 第二条の規定による改正後の人事異動の取扱に関する規則別表は、令和十四年三月三十日までの間、同表の二の項中「非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を「非常勤の職員（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」と、「非常勤職員」という。）、令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）」と、同表の二十一の項中「非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を「非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。）」と、同表の六十四の項中「法第二十二条の四若しくは第二十二条の五の規定による定年前再任用の任期の満了」は「法第二十二条の四若しくは第二十二条の五の規定による定年前再任用の任期の満了、令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定による暫定再任用の任期の満了」と読み替え、同表の七十一の次に次の二項を加える。

	法附則第六条第一項若しくは第二項 又は同法附則第七条第一項若しくは 第三項の規定により職員を採用する ことをいう。以下同じ。）を行う場 合をいう。
73 暫定再任用の 任期更新	令和三年改正法附則第四条第三項（ 同法附則第五条第五項、第六条第三 項及び第七条第五項において準用す る場合を含む。）の規定によつて再 任用の任期を更新する場合をいう。

（暫定再任用に関する報告）

第九条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における暫定再任用の状況を附則別記様式により人事委員会に報告するものとする。

（準備行為）

第十条 第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第十五条第一項及び第二項並びに附則第六条に規定する手続は、この人事委員会規則の施行の日前においても行うことができる。

（改正後の職員の給与の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
第十一條 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「新給与規則」という。）第十五条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第十五条第三項及び第四項の規定を適用する。

第十二条 令和四年改正定年等条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年新給与条例」という。）第九条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、同法附則第五条第一項、同法附則第六条第一項又は同法附則第七条第一項の規定により採用された職員（次項及び附則第二十二条において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例第三条に規定する年齢（令和四年改正定年等条例附則第四条に規定する施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、同条に規定する年齢）に達した日がこの人事委員会規則の施行の日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給与規則第十五条第一項から第六項まで及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給与規則第十五条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分

の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2

前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この人事委員会規則の施行の日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、この人事委員会規則の施行の日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、この人事委員会規則の施行の日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されたいた調整基本額

二 この人事委員会規則の施行の日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなる特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正令等条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「令和四年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 この人事委員会規則の施行の日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものと含む。）

この人事委員会規則の施行の日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつたとした場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和四年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 紙料表の適用を異にする異動をした場合

□ 職員の職務の級をこの人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されていだ職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和四年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規

則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

第十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第二十条第一項、第二十三条の十四の九第二項、第二十三条の十四の十二第一項、第二十三条の十四の二十四第二項、第二十三条の十四の二十五第二項及び第二十六条の二の規定を適用する。

第十四条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第二十七条第三項の規定を適用する。

(改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第二項の規定を適用する。

(改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十六条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第二条の規定を適用する。

(改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

第十七条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第十二条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、令和四年新給与条例第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- 一 令和三年改正法附則第四条第一項、同法附則第五条第一項、同法附則第六条第一項又は同法附則第七条第一項の規定による採用（令和五年旧法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五项若しくは第六项の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一项若しくは第二十八条の五第一项、第二十八条の六第一项若しくは第二项又は令和三年改正法附则第四条第一项、同法附则第五条第一项、同法附则第六条第一项又は同法附则第七条第一项の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 二 令和三年改正法附則第四条第二項、同法附則第五条第三项、同法附則第六条第二项又は同法附则第七条第二项の規定による採用（令和五年新法第二十八条の六第一项の規定により退職した日（令和五年新法第二十八条の七第一项又は第二项の規定により

勤務した後退職した日及び令和五年新法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

第十八条 令和三年改正法附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に令和五年新法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第十二条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第三項の規定については、同項第一号イ中「退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」とあるのは、「退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日、当該採用に係る任期が満了した日及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十号）附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

第十九条 この人事委員会規則の施行の日前に、第十二条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この人事委員会規則の施行後も、なおその効力を有する。

（改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十三条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第三条第一項及び第四条第一項の規定を適用する。

（改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十一条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十四条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「新市町給与規則」という。）第三条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新市町給与規則第三条第三項及び第四項の規定を適用する。

第二十二条 新市町給与規則第三条の規定により給料の調整を行う職（次項において「市町給与規則における給料の調整額適用職」という。）を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る令和四年改正定年等条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢（令和四年改正定年等条例附則第四条に規定する施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、同条に規定する年齢）に達した日がこの人事委員会規則の施行の日の前日

以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新市町給与規則第三条第一項から第六項まで及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新市町給与規則第三条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この人事委員会規則の施行の日の前日において、市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、この人事委員会規則の施行の日において引き続き市町給与規則における給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、この人事委員会規則の施行の日から引き続き市町給与規則における給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 この人事委員会規則の施行の日以後に新たに市町給与規則における給料の調整額適用職を占めたこととなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日に市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正定年等条例第十八条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次号において「令和四年旧市町給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第十四条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 この人事委員会規則の施行の日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（市町給与規則における給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに市町給与規則における給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。）この人事委員会規則の施行の日前において、市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合は、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和四年旧市町給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料

表及び職務の級を基礎として第十四条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

口 職員の職務の級をこの人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されたいた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和四年旧市町給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

第二十三条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新市町給与規則第九条及び第九条の二の規定を適用する。

（改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則第三条の規定を適用する。

（改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第一項の規定を適用する。（職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十七条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則第十条に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則の規定を適用する。（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十八条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第七条の二第一項第一号に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 暫定再任用職員は、令和五年新法第二十二条の四の規定に基づき採用された職員とみなして、第十九条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則の規

定を適用する。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、令和五年新法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、第二十条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「新退職管理規則」という。）第二十三条第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十四条の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

第三十条 この人事委員会規則の施行前に、令和五年旧法第二十八条の四第一項又は第十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

附則樣式（附則第9条關係）